

東京・千葉地区2国立大学法人
公共工事入札監視委員会実施要項

平成30年3月6日
東京・千葉地区2国立大学法人
公共工事入札監視委員会連絡会議
令和3年3月5日一部改正

(趣旨)

第1条 この実施要項は、東京・千葉地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会の設置・運営に係る協定書第5条に基づき、東京・千葉地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会（以下、「委員会」という。）の実施について以下のとおり定めるものとする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を確保することを目的に次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 国立大学法人東京工業大学（以下、「甲」という。）及び国立大学法人千葉大学（以下、「乙」という。）において発注した公共工事等に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
 - 二 前号の報告から委員会が抽出し、又は指定した公共工事に関し審議を行い、不適切な点又は改善すべき点について、当該公共工事を発注した甲又は乙の学長に意見の具申又は勧告を行うこと。
 - 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理（苦情の申立てに対する回答に不満のある者が再度申し立てた苦情に係る処理をいう。以下同じ。）について審議を行い、意見書を作成して、当該再苦情の申し立てがなされた甲又は乙の学長に、再苦情の申し立てがあった日から起算して概ね50日以内に報告を行うこと。
 - イ 入札及び契約手続（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける公共工事を除く。）
 - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
 - ハ 工事成績評定及び設計成績評定
- 四 その他甲又は乙の学長が審議を要すると認める事項

(委員)

第3条 委員は、中立かつ公正な立場で客観的に入札及び契約についての審議その他必要な任務を行うことのできる学外の学識経験等を有する者のうちから、東京・千葉地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会連絡会議にて協議の上、委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の委嘱について)

第6条 委員の委嘱については、東京工業大学において行うものとする。

(費用負担及び委員報酬等)

第7条 委員会の運営等に必要な費用については、原則庶務を担当する大学が負担するものとする。

2 委員会に出席した委員への委員会1回あたりの報酬額は、「謝金の標準支払基準」(平成21年7月1日各府省等申合せ)の「別表1」標準単価における区分④の委員(会員)・臨時委員の日額と同額とする。

3 委員の旅費については庶務を担当する大学の旅費規程等に基づき支払うものとする。

4 委員への報酬等の支払手続きは庶務を担当する大学において行うものとする。

附 則

この実施要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この実施要項は、令和3年4月1日から実施する。